

おかえりやさい名称等使用申請要領

平成22年6月1日作成

平成27年4月1日改正

1. おかえりやさいの内容

おかえりやさいとは、スーパーやレストラン、ホテル、学校給食、家庭などから排出される生ごみ（食品廃棄物・食品循環資源）を堆肥化し、その堆肥を使って育てられた野菜のことをいう。

生ごみを積極的に堆肥化・循環利用している店舗・事業者、堆肥化事業者、収集運搬事業者、生産者、おかえりやさいを販売する店舗・事業者、その他この資源循環に関わる事業者などによって、生ごみ資源化の促進を図り、もって自治体の廃棄物減量化に資するものである。

おかえりやさいは、地域で発生した生ごみを地域内で堆肥化し、その堆肥を使用して栽培された地産地消の野菜であり、地域で循環することを目指す。（※）

なお、「おかえりやさい」は商標登録である。（識別番号 501161228 平成20年5月21日登録）

※生ごみリサイクル堆肥の使用については、野菜など生産にあたり施肥全窒素量のうち10%以上施用していることとする。

「地産地消」における「地域」については、おおむね半径100km程度を想定している。例えば、名古屋市の小売業であれば、愛知・岐阜・三重・静岡・長野あたりまでの生産を目安とする。ただし、厳密に距離を制限するものではない。

2. おかえりやさい名称等（名称、キャラクター、ロゴマーク、コピー）使用目的

- (1) おかえりやさい、あるいはおかえりやさいを原料又は材料として製造・加工された商品のPR
- (2) おかえりやさいプロジェクト（以下、プロジェクトという）が行う活動支援
- (3) 生ごみ資源循環の普及啓発

3. 名称等使用申請方法

おかえりやさいの名称等の使用を希望する者は、おかえりやさい名称等使用申請書をプロジェクトリーダーに提出しなければならない。ただし、報道機関などが報道の目的で使用するときは、申請を省略することができる。

4. 名称等使用の承認、留意事項

提出されたおかえりやさい名称等使用申請書は、プロジェクトが審査し、受理された場合、使用者として承認する。使用承認された者は、おかえりやさい名称等を使用できる。

なお、「地域循環型野菜」「○○（地名）循環型野菜」のコピー使用については任意とする（申請書で届け出るものとする）。

ただし、次の各号に該当する場合には、承認しないこととする。

- (1) 法令や公序良俗に反するとき。
- (2) 申請書に虚偽の情報を含むとき。

- (3)特定の政治、思想、宗教等を支援し、また支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4)その他プロジェクトが使用について適当でないと認めるとき。

5.名称等使用料

名称等の使用料は徴収しない。ただし、使用に際して発生する費用については使用者の負担とする。

6.名称等使用期間

使用期間は、承認日から1年間とする。ただし、申請項目に変更がなく、かつ使用期間満了1か月前までに取消の申し出がない場合は、自動更新するものとする。

7.名称等使用承認の取消事由

次のいずれかに該当するときは、プロジェクトはその承認を取り消すことができる。

- (1)この要領に違反したとき。
- (2)申請書に記載された申請内容と異なる使用をしたとき
- (3)おかえりやさいプロジェクトから脱会したとき
- (4)第4条のいずれかに該当するに至ったとき。

8.名称等使用申請内容の変更

使用申請書に記載した内容を変更しようとするときは、プロジェクトリーダーへ届け出なければならぬ。ただし、軽微なものについては、適宜の様式でプロジェクトに報告することとする。

9.プロジェクト会員資格の取得

おかえりやさい名称等使用申請書の提出をもって自動的にプロジェクト会員の資格を得る。

10.提出先

宛先： 岡山 朋子（おかえりやさいプロジェクトリーダー） ←括弧内肩書きは記載不要

郵送： 〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1 大正大学

FAX： 03-6903-7737

E-Mail： okaeriyasai.p@gmail.com